

令和4年6月15日

農家のみなさんへ

平田村役場 産業建設課

こうひょう

降電災害等対策生産資材緊急支援事業に係る 農業被害証明の取得について

6月2日の降電被害を受けた農家の皆さんに対して、村では、生産物の被害額が5万円以上ある農業生産者等の方を対象に、緊急支援事業として営農継続のための生産資材購入等にかかる支援事業を実施します。
(別紙 降電災害等対策生産資材緊急支援事業の概要 参照)

該当すると思われる農家の方は、下記の期間に、別紙「降電による農業被害証明書」の認定を受けてください。

記

1. 受付期間
令和4年6月17日(金)～7月5日(火)
8時30分～17時まで(土日祝日を除く)
2. 受付場所
平田村役場 産業建設課
3. 対象品目
葉たばこ、販売用農作物(花卉類、果樹等含む)、
農業用資材(屋根材)で電の被害を受けた方
4. 持参するもの
1) 降電による農業被害証明書(別紙に必要事項を記入)
2) 被害状況写真(写真がある方のみ)
5. その他
別紙 降電災害等対策生産資材緊急支援事業は「降電による農業被害証明書」の認定を受けた方が該当になりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

・平田村役場 産業建設課 55-3116